

法務局からのお知らせ

土地所有者及び居住者の皆様へのお願い

静岡地方法務局では、浜松市中区葵東一丁目（一部）・泉三丁目地区内（下図の赤枠で囲んだ地区）において、新しく正確な登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）を作成することになりました。
つきましては、今後この作業を進める上で、皆様はこの作業の目的をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

作業期間

平成20年4月1日 から
平成21年3月31日まで

地図を作成する理由

現在、法務局で備え付けている当該地区の地図（公図）は、明治の中頃に作成されたもので、それぞれの接合がとれないばかりか、大部分の地域で地図と現地が一致していません。そのため当該地域の土地や建物の売買等の不動産取引あるいは不動産の表示に関する登記申請等に問題が生じています。そこで、静岡地方法務局では当該地区について一筆度の土地ごとに境界を確認して正確な測量をし、精度の高い地図を作成して、土地の正しい位置・区画・面積・地目を明らかにすることとしました。

地図作成の効果

国家基準点に基づいた測量により作成された地図によって、土地の位置、区画を特定することができます。境界に関する争いを未然に防ぐことができます。
境界標識が紛失し土地の筆界が不明になっても、新たに作成された地図に基づいて復元測量をすることにより、筆界を特定することができます。
調査、測量の結果、地目や面積に誤り等が発見された場合は、法務局において職権で現況に合致させる登記をします。

皆様にお願ひすること

境界杭や標識などは、測量の基礎となるものですから、絶対に移動させないでください。

境界については、事前に隣地の人と位置を確認しておいてください。

測量などのために、皆様方の所有地へ立ち入ることがありますのでご了承ください。

（注意）地図作成作業に当たり、隣接地との境界が確認できない場合は、あらかじめ「筆界未定地」として処理することとなり、筆界を明確にすることができません。今回の地図作成作業後に筆界が確認できた場合は、関係する所有者の費用負担で登記手続をすることになります。

測量の費用

測量に必要な費用の個人負担はありません。ただし、境界確認に立ち会っていただくための交通費などの費用は、個人負担となります。また、筆界が確定し境界標（杭）の埋設を希望される場合にはその費用は個人負担となります。



住民説明会の開催

事前に説明会を開催しますので、是非ご出席ください。

住民説明会

● 地図づくりの意義・作業内容・地権者立会の必要性等を説明します。



【計画機関】

静岡地方法務局

【作業機関】

静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会